

あ! こんなことあるある。



お昼休みも電話番。
落ちついて昼食がとれない。



ちゃんとい仕事を教えてもらえないので、毎回必死に調べる。



給料や労働条件が、これがいいのかよくわからない。

さあ! 法会労に 入りましょう

同封の葉書に、氏名・連絡先・勤務場所を書いて、ポストに投函してください。

後日、組合からご連絡して正式な加入手続きを行います。

また、疑問の点や聞きたいことがあれば、組合事務所(下記)にご連絡ください。

組合費のはなし

毎月の実収入の2%が基本になり、毎月納入します。但し、パート・アルバイトの人は実収入の1%です。

あなたの職場の近くに組合員がいます。詳しくは、法会労のHPをご覧ください。

連絡先

全労連・全国一般東京地方本部
法律会計特許一般労働組合

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町二丁目9番1号
協和ビル4階

TEL 03-3255-9280

FAX 03-3255-9281

E-mail hokairou@mve.biglobe.ne.jp

Home <http://www5a.biglobe.ne.jp/~houkairo/>

組合事務所には常勤職員がいます。
お気軽にご連絡下さい。



なるほど
労働組合があったか



法律・会計・特許事務所などに勤める人のための

全労連・全国一般東京地方本部
法律会計特許一般労働組合
(法会労)

組合員の8割 が女性です

結婚しても、子どもを産んでも、元気に働きたい。働く女性なら誰でも思うこと。でも、「産休・育休は取れるのだろうか」「子育てとの両立は…」と不安を抱えながら働いています。

また、「セクハラ・パワハラ」や職場の人間関係などの問題もあります。職場を越えて、何でも話せる仲間がたくさんいます。一人一人の悩みや要求に応えながら、働きやすい職場づくりを応援しています。

私の給料、 高いの？ 低いの？

「昼休みも電話は出なきゃいけないの?」「みんな社会保険に入ってるのかな?」「…他の事務所ではどうなってるんだろう?」

こんな風に思ったこと、ありませんか? 働く中で感じる色々な問題や要求をくみとり、一緒に職場の労働条件を良くしていくためにがんばっています。これまでいくつもの職場で成果をあげてきました。「これ、何とかならないかな」と思ったら、ぜひ私たちに相談してください。



一人でも加入できる組合です パート・アルバイトでも入れます

■1960年、法律関連の業種において一人でも入れる労働組合として誕生しました。今日に至るまで、業界の労働条件の改善を目指すとともに、組合員一人ひとりの要求を何より大切に活動を行っています。



スキルアップ したい

「仕事を覚えたい」という業種の仲間の声にこたえて、自主的な業務研修会を半世紀近く前からおこなっています。弁護士会の業務研修の講師を務めている組合員もあり、仕事の相談にもなっています。

また、全国の仲間とともに日弁連に対し「全国统一研修制度の創設」を求めてきました。私たちの要請を受け、2008年10月、「事務職員能力認定制度」に基づく研修がスタートしました。

労働組合は 働くみんなの 強い味方

経営者(弁護士)に対して、どうしても弱い立場にある労働者(事務員)が、対等の立場で交渉できるように、労働組合の存在は法律で認められ、保障されています。労働組合に入ったりそこで活動したりすることは、憲法で認められた私たち労働者の権利なのです。日々の業務の小さな疑問から、賃金など労働条件の改善、解雇等のトラブルまで、何でも相談できるのが法会労です。

一人では難しくても、同じ業種の仲間がまとまれば、少しずつ労働条件を改善していくことができます。

今だからこそ、「労働組合」に目を向けてみませんか?